

高岡多職種連携システム運用管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この運用管理規程は、高岡市における多職種間の地域医療連携を促進するためのネットワークシステム(以下「高岡多職種連携システム」という。)の構築と円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2章 高岡多職種連携システムの管理組織

(管理組織)

第2条 高岡多職種連携システムは、高岡市医師会在宅医療支援センターにて管理運用することとする。

(役員)

第3条 高岡市医師会在宅医療支援センター(以下「在宅支援センター」という。)において、次に掲げる役員を決定する。

- (1) 高岡多職種連携システム統括責任者 1名
- (2) 高岡多職種連携システム管理責任者 1名

2 高岡多職種連携システム統括責任者は、在宅医療支援センター長が定める。

3 高岡多職種連携システム管理責任者は、統括責任者が高岡市医師会職員のうちから指名する。

(統括責任者の業務)

第4条 統括責任者は、高岡多職種連携システムの安全かつ適正な運用管理を図るため、不正利用が発覚した場合は、高岡多職種連携システムの利用を制限又は禁止することができる。

(高岡多職種連携システム管理責任者の業務)

第5条 高岡多職種連携システム管理責任者は、高岡多職種連携システムの安全かつ適正な管理を行うために高岡多職種連携システムの管理を行う。

2 高岡多職種連携システム管理責任者は、参加施設から新たな機器接続等の申出があった場合は、セキュリティの調査を行い許可するものとする。

第3章 高岡多職種連携システム参加施設

(参加施設管理責任者)

第6条 高岡多職種連携システム参加施設に、システムの責任者として参加施設管理責任者を置く。

2 参加施設管理責任者は、その参加施設の代表者（施設長・管理者）が任命する。

3 参加施設の代表者（施設長・管理者）は、参加施設管理責任者を決定し、速やかに高岡多職種連携システム管理責任者に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

（参加施設管理責任者の責務）

第7条 参加施設管理責任者は、施設内における高岡多職種連携システムの安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

2 参加施設管理責任者は、高岡多職種連携システム参加施設内の管理運用規程を作成しなければならない。

3 参加施設管理責任者は、接続機器の保管場所に留意し、盗難防止対策を施すこと

4 参加施設管理責任者は、高岡多職種連携システムに異常を認めた時、または使用する接続機器が紛失もしくは盗難にあった場合には、直ちに高岡多職種連携システム管理責任者に報告しなければならない。

第4章 高岡多職種連携システムの利用

（利用施設）

第8条 高岡多職種連携システムを利用できる施設は、高岡市医師会に所属する内科医療機関ならびに歯科医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・小規模多機能型介護事業所・グループホームなどのうち、高岡多職種連携システム統括責任者が利用を認めた施設に限る。

ただし医療機関もしくは医療機関に併設されている施設が高岡多職種連携システムへ参加するに当たっては、高岡医療圏で運用されている「れんけいネット」への参加を必要とする。

2 利用施設は、当該施設が高岡多職種連携システムを利用するための費用を高岡市医師会に支払うものとする。

3 かかる費用について別に定めるものとする。

（接続機器）

第9条 高岡多職種連携システムを利用する施設の接続機器については、高岡多職種連携システム管理責任者が許可した機器に限り、施設外への持ち出しは禁止する。

（利用者）

第10条 高岡多職種連携システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師（准看護師含む）、保健師、理学療法士、言語療法士、作業療法士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、栄養士（管理栄養士含む）、社会福祉士、歯科衛生士、精神保健福祉

士などの有資格者とし、参加施設管理責任者が認めた者に限る。

(利用権の設定)

第 11 条 高岡多職種連携システム管理責任者は、高岡多職種連携システムの利用に際しては、利用施設識別番号（利用施設コード）及び利用者ごとに専用の利用者識別番号（ユーザ I D）を付与し、利用権の管理を行う。

2 利用者は、利用者識別番号（ユーザ I D）に係る暗証番号（パスワード）について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。

(利用者の責務)

第 12 条 利用者は、高岡多職種連携システムの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

2 利用者が、高岡多職種連携システムを利用するに際しては、「著作権法」（昭和45年法律第48号）、「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省 平成16年12月24日）、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添）、その他医療関係法令を遵守しなければならない。

3 利用者は、高岡多職種連携システムを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。

4 利用者は、高岡多職種連携システムを通じて入手した診療情報を第三者に漏洩してはいけない。利用者からの情報漏洩により高岡多職種連携システムが損害を被った場合は、その賠償を求められることがある。

5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、利用者識別番号（ユーザ I D）、暗証番号（パスワード）を当該施設職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。

6 利用者は、高岡多職種連携システムに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

7 利用者は、高岡多職種連携システムの利用について、この運用管理規程のほか、高岡多職種連携システム運用管理規程細則及びこれらに基づく高岡多職種連携システム管理責任者の指示に従わなければならない。また高岡医療圏における「れんけいネット」に参加している施設においては、「れんけいネット」の運用管理規程を遵守しなければならない。

8 利用者は、高岡多職種連携システムに異常を認めた時は、直ちに各参加施設の参加施設管理責任者に報告しなければならない。

(利用できる機能)

第 13 条 利用者は、高岡多職種連携システムにおいて、次に掲げる機能を利用できる。

(1) 診療情報の掲示板機能(メモ機能)

掲示板(メモ)に文書を書き込めるほかに画像ファイル (.JPG) WORD 文書 (.docx)

Excel 文書 (.xlsx) PDF 文書 (.pdf) を添付することが出来る。

ただし添付できるファイルの容量には上限を設ける。

(2) 電子メールの送受信機能

第5章 高岡多職種連携システムの運用

(個人情報保護法の遵守)

第14条 参加施設は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守するものとする。

(患者の同意)

第15条 高岡多職種連携システムにおいて、患者情報の掲示板機能を利用する場合には、主治医がその内容を患者に説明した上で文書により同意を得なければならない。

(参加施設管理責任者の管理対象)

第16条 参加施設管理責任者の責任となる管理対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 接続機器(参加施設に設置されているサーバ、端末、VPN対応ルータ等)
- (2) 高岡多職種連携システムを利用するためのソフトウェア(VPNクライアントソフトウェア、クライアント認証ソフト、端末のOS、Internet Explorer、ウイルス対策ソフト等)
- (3) 参加施設側の通信回線

(診療情報再利用の禁止)

第17条 高岡医療圏で運用している「れんけいネット」のデータを複製して利用することは禁止する。

(利用の停止及び制限)

第18条 高岡多職種連携システム統括責任者は、次に掲げる場合、機器等の利用について、その一部又は全部を停止又は制限することができる。

- (1) 高岡多職種連携システムに障害が発生した場合
- (2) 機器等の増設、交換又は点検を行う場合
- (3) データの滅失又は毀損からの復旧を行う場合
- (4) データのバックアップ等、高岡多職種連携システムの管理上の理由から必要と認められる場合

(人材育成)

第19条 参加施設管理責任者は、利用者に対して安全管理及び個人情報保護に関する教育を実施する。

(大規模災害時)

第 20 条 統括責任者は、大規模災害が発生した場合、高岡多職種連携システムの通常の運用を停止又は一部制限することができる。

第 6 章 細則

(細則)

第 21 条 この運用管理規程を実施するために必要な事項については、別に細則を定める。

附 則

この運用管理規程は、平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この運用管理規程は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。